

平成27年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会 次第

日 時 平成27年7月7日（火）午前10時
場 所 小田原市役所3階 議会全員協議会室

1. 開 会

2. 議 題

協議事項

- (1) 平成26年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告について
- (2) 平成26年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告について
- (3) 平成27年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業（案）について
- (4) 平成27年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）について
- (5) 平成26年度小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価（案）について
- (6) おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり（素案）について

報告事項

- (1) 橘地域を運行する路線バスの見直しについて
- (2) 小田原駅西口ロータリーの見直しについて

その他

3. 閉 会

平成27年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会出席者名簿

区 分		会 員		備 考
		職 名	氏 名	
バス事業者	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野村 尚 廣	代理出席 運輸部課長 勝又 幸司
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	杉山 保 徳	代理出席 副所長 杉山 新吾
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	志村 公 聖	
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部次長	平 岩 敦	
タクシー事業者	神奈川県タクシー協会 小田原支部	支部長	曾我 良 成	代理出席 会員 長谷川 義明
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	幹事	川上 一 男	欠席
利用者・市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我連合自治会長	枝野 吉 光	
	小田原市自治会総連合	橘北連合自治会長	武藤 道 雄	
	小田原箱根商工会議所	経営支援課長	長田 圭 司	監事
学識経験者	福島大学	准教授	吉田 樹	会長
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	伊澤 浩 明	
道路管理者	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	副所長	菱川 龍	代理出席 専門職 大森 武司
	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	工務担当部長	西山 俊 昭	代理出席 道路維持課長 中丸 博史
	小田原市	建設部長	柳川 公 利	
国	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	永島 和 弘	
県	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課長	寶珠山 正 和	代理出席 主査 北村 隆興 監事
市	小田原市	都市部長	内藤 日出男	副会長

区 分		職 名	氏 名	備 考
事務局	小田原市	都市部副部長	片野 誠 広	
		都市計画課長	狩野 雅 幸	
		都市計画課副課長	西浦 真 生	
		都市計画課主査	木下 勝 広	
		都市計画課主査	富 永 純	
		都市計画課主事	錦織 麻 呂	

平成27年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会座席表

スクリーン

小田原市
(事務局)

プロジェクター

吉田会長
(学識経験者)
内藤副会長
(小田原市)

傍聴者

野村会員代理
勝又様
(箱根登山バス株式会社)

杉山会員代理
杉山様
(伊豆箱根バス株式会社)

志村会員
(富士急湘南バス株式会社)

平岩会員
(神奈川中央交通株式会社)

曾我会員代理
長谷川様
(神奈川県タクシー協会
小田原支部)

枝野会員
(小田原市自治会総連合)

武藤会員
(小田原市自治会総連合)

寶珠山会員代理
北村様
(神奈川県)

永島会員
(国土交通省)

柳川会員
(小田原市)

西山会員代理
中丸様
(神奈川県)

菱川会員代理
大森様
(国土交通省)

伊澤会員
(神奈川県小田原警察署)

長田会員
(小田原箱根商工会議所)

小田原市
(事務局)

小田原市
(事務局)

平成 26 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告

年月日	内 容
平成 26 年 5 月 21 日	書面協議 (1) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について ・ノンステップバス導入（箱根登山バス株式会社）
平成 26 年 5 月 23 日	書面協議 (1) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について ・ノンステップバス導入（伊豆箱根バス株式会社）
平成 26 年 6 月 4 日	平成 26 年度第 1 回小田原市生活交通ネットワーク協議会 協議事項 (1) 平成 25 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告について (2) 平成 25 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告について (3) 平成 26 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業（案）について (4) 平成 26 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）について (5) バスの乗り方教室について 報告事項 (1) 平成 25 年度小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の 評価（案）について (2) 橋地域を運行する路線バスの見直しについて
平成 26 年 10 月 17 日	「バスの乗り方教室」開催 ・山王小学校で実施
平成 26 年 12 月 26 日	書面協議 (1) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について ・ノンステップバス導入
平成 27 年 3 月 26 日	平成 26 年度第 2 回小田原市生活交通ネットワーク協議会 協議事項 (1) 平成 26 年度小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の 評価（案）について 報告事項 (1) 銀座通り周辺におけるバス停新設等について (2) バスの乗り方教室について (3) 橋地域を運行する路線バスの見直しについて ①路線バスの再編について ②鴨宮方面への路線バスの新設について ③沼代地区等における公共交通について

平成 26 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告

1. 歳入 (単位: 円)

科 目	予算額	摘 要
負担金	400,000	小田原市
繰越金	408	前年度
雑入	46	預金利子
合計	400,454	

2. 歳出 (単位: 円)

科 目	予算額	摘 要
会議費	95,728	委員報酬、委員旅費、食糧費等
繰越金	304,726	次年度
合計	400,454	

監 査 報 告 書

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第10条第1項の規定により、平成26年度収入支出決算について監査した結果、適正なものと認めます。

平成27年 6 月 9 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会

監事 小田原箱根商工会議所

長田 圭司 

監事 神奈川県県土整備局都市部交通企画課長 寶珠山 正和 

平成 27 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業（案）

年月日	内 容
平成 27 年 7 月 7 日	<p>平成 27 年度第 1 回小田原市生活交通ネットワーク協議会</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 26 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告について (2) 平成 26 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告について (3) 平成 27 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業（案）について (4) 平成 27 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）について (5) 平成 26 年度小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価（案）について (6) おでかけ品質確保・向上のためのルール作り（素案）について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 橘地域を運行する路線バスの見直しについて (2) 小田原駅西口ロータリーの見直しについて
平成 27 年 7 月～8 月	<p>まち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化モデル構築支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バス de おでかけプロジェクト」の実施
平成 27 年 10 月頃	<p>バスの乗り方教室開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山王小学校、早川小学校で実施
平成 27 年 11 月頃	<p>平成 27 年度第 2 回小田原市生活交通ネットワーク協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 橘地域を運行する路線バスの見直しについて
平成 28 年 1 月頃	<p>橘地域のバス路線再編に伴う実証運行を開始</p>
平成 28 年 3 月頃	<p>平成 27 年度第 3 回小田原市生活交通ネットワーク協議会</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 27 年度小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価（案）について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 橘地域を運行する路線バスの見直しについて

平成 27 年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）

1. 歳入

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
負担金	300,000	小田原市から
繰越金	304,726	前年度からの繰越
合計	604,726	

2. 歳出

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
会議費	298,300	委員報酬、委員旅費、食料費、 手数料
事務費	126,426	旅費（先進事例視察）、 印刷製本費、消耗品費
予備費	180,000	
合計	604,726	

※但し、科目間の流用を認める。

平成26年度 小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価(案)

事業番号	事業名	実施主体	短期 (平成27年度)	中長期 (平成34年度)	事業実施状況 (平成26年度)	事業実施評価 (平成26年度)	
1	主軸路線の位置づけ・主要施設へのアクセス向上	交通事業者・行政	協議・実証運行等	実施	・JT跡地に建設予定の大型商業施設への路線バス乗り入れ	C	
優先 2	乗継環境の円滑化	①ダイヤの改善	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・鉄道事業者からダイヤ改正情報を入手し、バス事業者へ事前提供(御殿場線H27.1)	A
		②機能・重要度に応じた乗継拠点の整備	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・橋公共交通検討会会長名で「押切」バス停における安全性向上の要望書を道路管理者へ提出(H26.11)	B
重点 3	ニーズに応じた路線バスの改善	①利用目的・時間帯等に配慮した運行	交通事業者・行政	協議・実証運行等	実施	・橋地域を運行する路線バスの見直し等の検討・協議(橋公共交通検討会を2回開催、検討会下部組織の案件別部会を6回開催) ・JT跡地に建設予定の大型商業施設への路線バス乗り入れ(再掲) ・橋団地における交通意識調査及び路線バス利用の促進(H26.11)	B
		②おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり	市民・交通事業者・行政	協議後、一部実施	継続的实施	・ルールづくり素案の検討中	B
最優先 4	分かりやすい情報提供	①バス停・行き先案内等の統一化	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・バス停名称の変更(「銀座二丁目」→「竹の花入口」)(H26.11)	A
		②主要バス停における共通時刻表・路線図・運賃表の掲出	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・銀座通り周辺バス停への上屋、ベンチの設置について道路管理者等と協議 ・「銀座通り」バス停新設(3社統一バスポールの設置、商店会の協力)(H26.11)	A
		③小田原駅における案内サインの改善・案内所の一元化	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・HaRuNe小田原(小田原地下街)のオープンにあわせて、バス乗り場案内を更新し、英語表記を追加(H26.11)	A
		④駅前広場のレイアウト等の見直し	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・小田原駅西口広場のレイアウト見直しについてJR東海と協議開始(H27.1)	B
		⑤バスマップの作成・配布	交通事業者・行政	継続的实施	継続的实施	・バスマップの配布(H27年度改訂予定)	A
		⑥インターネットの活用等による情報提供の充実	交通事業者・行政	協議後、実施	継続的实施	・市ホームページにバス事業者からのお知らせを掲載(「銀座通り」バス停新設及び「銀座二丁目」バス停名称変更(H26.11)、路線バスの増便(H27.3))	A
5	バリアフリー化の促進	①ノンステップバス・UDタクシーの導入推進	交通事業者・行政	継続的实施	継続的实施	・ノンステップバスの導入(箱根登山バス5台)	A
		②バス停・バス停までのルートのバリアフリー化	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・橋公共交通検討会会長名で「押切」バス停における安全性向上の要望書を道路管理者へ提出(H26.11)(再掲)	B
6	路線バスの走行環境の向上	①駅前広場における路線バスの優先性の確保等	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・小田原駅西口広場のレイアウト見直しについてJR東海と協議開始(H27.1)(再掲)	B
		②路線バス走行環境を支援する施策の展開	交通事業者・行政	協議、実証実験等	実施		C
7	利用促進・交通需要マネジメント	①児童・保護者を対象としたバスの乗り方教室、児童作品の車内展示等	市民・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・バスの乗り方教室の実施(箱根登山バスH26.10) ・平成27年度バスの乗り方教室実施小学校の募集	A
		②商業施設・公共施設と連携した特典サービスの実施等	企業・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・銀座通り商店会と路線バスのタイアップについて検討予定 ・ダイナシティ等と路線バスのタイアップについて協議開始	B
		③企業と連携したエコ通勤の推進等	企業・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・市広報へ「バスの日」の特集記事を掲載(H26.9) ・西湘テクノパーク企業へのアンケート調査結果の報告(H26.10)	A

凡例 A:実施 B:協議・検討中 C:未実施

【計画全体評価】
○銀座通り周辺におけるバス停新設等については、バスポールが1本化された見やすさはあるが、バスポールの裏面には何も貼っていないので、簡易な系統図を設けるなどすれば、より分かりやすい情報提供に繋がる。
○バスの乗り方教室については、楽しみながら体験することで児童の関心が高まり、家庭での話題にのぼり、親への啓発にも繋がることも期待できるので、実施内容を工夫して小田原流を見つけていくことが大事である。また、継続的な実施にあたっては、学校の先生の協力が不可欠であるので、実施状況をビデオ撮影してこの取り組みの実施を検討する学校の先生に見てもらい、イメージをつかんでもらうなど、教室を普及していくための工夫も必要である。
○橋地域を運行する路線バスの見直しについては、国府津駅から橋団地への乗り入れは、現有の車両などのリソースを維持しながらの検討が前提としてあり、減便となる場合では各系統のダイヤが合わさってもパターンダイヤを構成するように改善すれば、乗車機会が増えて平均の待ち時間は短くなるなどの見せ方もあり、合意形成を図る上で大切である。さらに、どうやって路線を地元知らしめるか、それを地元のものとして使いこなしてもらうための検討が必要である。全国的に取り組み事例があるので参考にしよう。
○事業実施状況の評価については、銀座通りのバス停ができたことにより、どれだけ銀座通りの人が利用しているのか把握することで事業の成果が見えやすくなる。その他、HaRuNe小田原の案内サインについては、直ちに評価できるものではないが、これを設置したことにより改善された点や課題となった点などを共有できれば、改善に向けた評価に繋がる。
○ダイナシティとの連携については、買い物客へのインセンティブのほか、核となる拠点に位置付けていることから、ターミナルらしくするにはどうすれば良いかという議論が必要であり、例えば路線の案内ができる人や案内板を配置するなど、協力した取り組みについて検討する必要がある。
○「都市再生特別措置法」の改正により策定が予定されている立地適正化計画では、公共交通ネットワークを考慮して土地利用の方針を定めることとなる。「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、法定協議会の要件が連携計画から網形成計画に変わったことから、両計画をどう調和させるかという議論も必要であり、また、連携計画のうち短期計画の期間が終わることから、事業の進捗や新たな課題などを総括して網形成計画への改定に向けた検討を行っていく必要がある。

おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり

おでかけ品質確保・向上のためのルール（素案）

（1）基本方針

本ルールは、「小田原市地域公共交通総合連携計画」で定める「おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり」により、買物・通院・通勤・通学などの日常生活に欠かせない移動手段である路線バス等の導入検討を行うものである。

※「小田原市地域公共交通総合連携計画」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、平成 25 年 3 月に小田原市の公共交通のあり方を定めた計画である。

1) 対象地域

小田原市全域において、路線バス等の地域公共交通の利用が不便な地域とする。

2) 対象となる地域公共交通

原則として路線バスの導入検討とする。

ただし、地域の実情・特性等により、路線バスの導入検討が困難な場合は、必要に応じてコミュニティバス（乗車定員 11 人以上）や乗合タクシー（乗車定員 10 人以下）等を検討することができる。

3) 役割分担

導入検討にあたっては、提案、検討、運行計画策定、実証運行、本格運行の手順で進めることとし、市民・交通事業者・行政が主体的に関与し、それぞれの役割を果たすものとする。

主体	役割
市民	要望者ではなく主体として、提案から利用まですべてのプロセスに参加し、利用することで公共交通を支える意識を持つ。
交通事業者	公共交通のプロフェッショナルとして、市民ニーズに即した効率的な運行を実現する。
行政	コーディネーター兼サポーターとして、関係者との調整、情報収集及び提供、その他支援等を行う。

○市民、交通事業者、行政のいずれもが提案者となることができるものとする。

なお、市民が提案する場合は、地域に住む 5 人以上のグループとする。

○原則として、市民・行政による地域検討組織を設立し、必要に応じて交通事業者も参画し、移動手段の確保に向けた取組を推進するものとする。

(2) 取組の手順

ここでは、市民からの提案についての手順を示す。

STEP1 提案

市民から路線バスの提案（地域住民5人以上のグループ）

STEP2 路線バスの検討

- ① 地域検討組織を設立し、地域住民・自治会等へ参画を依頼
- ② 地域の実情及び特性の把握、課題の整理
- ③ 路線バスによる課題解決の検討

※路線バスの導入が困難であり、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する場合は STEP6 へ

報告

助言

STEP3 路線バスの実証運行計画の検討・協議

- ① 運行方法等を定めた実証運行計画の策定
- ② 実証運行計画の適切性に関する協議
- ③ 地域の市民等に対し、実証運行計画の説明及び合意の形成
- ④ 関係官庁等への確認、協議

報告

助言

STEP4 路線バスの実証運行（3年以内）

- ① 地域の市民・自治会等への説明会開催
- ② 運行に係る許可申請、バス停の設置、車両調達等の実証運行に向けた準備
- ③ 実証運行の周知、利用促進のPR
- ④ 実証運行を開始（3年以内）
- ⑤ 実証運行実績を随時確認し、実証運行計画の見直しも含め、本格運行への移行について協議

※運行継続条件を満たす場合は STEP5 へ

※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了。なお、路線バス導入は困難だが、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する必要がある場合は STEP6 へ

報告

助言

STEP5 路線バスの本格運行

小田原市生活交通ネットワーク協議会

STEP6 コミュニティバス・乗合タクシー等の検討

コミュニティバス・乗合タクシー等による課題解決の可能性の検討
※コミュニティバス・乗合タクシー等が困難な場合は取り組みを終了

報告

助言

STEP7 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行計画の検討・協議

- ① 運行方法等を定めた実証運行計画の策定
- ② 実証運行計画の適切性に関する協議
- ③ 地域の市民等に対し、実証運行計画の説明及び合意の形成
- ④ 関係官庁等への確認、協議

協議

承認

STEP8 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行（3年以内）

- ① 地域の市民・自治会等への説明会開催
 - ② 運行に係る許可申請、バス停の設置、必要に応じて車両の調達
 - ③ 実証運行の周知、利用促進のPR
 - ④ 実証運行を開始（3年以内）
 - ⑤ 定期的の実証運行実績を確認し、実証運行計画の見直しも含め、本格運行への移行について協議
- ※運行継続条件を満たす場合はSTEP9へ
※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了

協議

助言

小田原市生活交通ネットワーク協議会

STEP9 コミュニティバス・乗合タクシー等の本格運行

※小田原市生活交通ネットワーク協議会は、学識経験者、市民代表、交通事業者、行政等が構成員となり、市民ニーズを見極め、地域公共交通のあり方を議論する場である。

支援基準と運行継続条件

地域公共交通	支援基準	運行継続条件 (案件ごとに設定)
路線バス	・行政支援は予算の範囲内で実証運行期間中の運行経費と収入（地域の会費、協賛金等を含む）の差額の1/2以内を補助	・設定した目標利用者数以上（1便平均〇人以上等）
コミュニティバス・乗合タクシー等	・行政支援は予算の範囲内で実証運行期間中の運行経費と収入（地域の会費、協賛金等を含む）の差額を補助	・設定した目標利用者数以上（1便平均〇人以上等）かつ収入が運行経費の〇%以上等

(3) 取組の内容

STEP 1 提案

- 市民（5人以上のグループ）が提案者となり、行政へ提案することができる。
 - ・〇〇駅へ行く路線バスがほしい
 - ・既存バス路線のルートを変更してほしい・・・など
- なお、提案の内容は、路線バスを最大限に活用することを前提としたものとする。
- 行政は提案を受理し、提案があった地域の特性、公共交通機関の運行状況及びその利用状況等の現状を把握するとともに、必要に応じて、交通事業者や自治会等に対し、提案内容についての意見等を聴取する。

STEP 2 路線バスの検討

- 地域住民、自治会等が主体の地域検討組織を設置し、路線バスによる課題解決に向けて取り組む。
 - 地域検討組織は、提案内容の必要性、地域の特性や実情等を踏まえた課題の整理など、課題解決のための協議を行うとともに、需要などを把握するためのアンケート調査等についても必要に応じて実施する。
 - 地域検討組織・交通事業者は、連携して路線バスによる課題解決の可能性を検討する。
 - 行政は、小田原市生活交通ネットワーク協議会に対し、地域検討組織の設立及び取り組み内容等について報告する。
- ※路線バスによる課題解決が困難であり、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する場合は STEP6 へ。

STEP 3 路線バスの実証運行計画の検討・協議

- 路線バスによる課題解決の実現に向け、地域検討組織は、交通事業者と協議・調整を行い、運行方法・ダイヤ・ルート・車両・運行条件（1便平均〇人以上等）など実証運行に必要な計画案を策定し、地域住民及び自治会等と実証運行計画を実行するための協議を行い、合意形成を図る。
- 小田原市生活交通ネットワーク協議会は、これまでの取り組み内容及び実証運行計画の報告を受け、その適切性（責任分担、行政支援等）に関する協議を行った上で計画に対する助言を行う。

STEP 4 路線バスの実証運行（3年以内）

- 地域検討組織は、地域住民、自治会等に対し、課題解決に向けた実証運行の実施について説明会を開催し、地域の同意を得る。
- 交通事業者は、実証運行に係る許可申請、バス停の設置、車両の調達など、実証運行の開始に向けた準備を行う。
- 地域検討組織は、地域住民及び自治会等に対し、実証運行の実施に向けた周知を行うとともに、利用促進のためのPRを実施する。
- 交通事業者は、実証運行計画に基づいて3年以内の期間で実証運行を行い、利用者数や収支状況を随時把握するとともに、地域検討組織に報告する。
- 地域検討組織は、交通事業者からの報告を基に運行状況を検証し、必要に応じて実証運行計画の内容見直しを行う。
- 小田原市生活交通ネットワーク協議会は、行政から実証運行の状況報告を受け、必要に応じて内容見直し等に関する助言を行う。
- 地域検討組織・交通事業者は、実証運行期間中の状況を基に運行継続の判断について

協議する。

※運行継続条件を満たす場合は STEP5 へ。

※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了。なお、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する必要がある場合は STEP6 へ。

STEP 5 路線バスの本格運行

○実証運行の結果、交通事業者が運行継続の判断をした場合および運行継続条件を満たす場合は、本格運行に移行する。

STEP 6 コミュニティバス・乗合タクシー等の検討

- STEP2 で設置した地域検討組織において、提案内容の必要性、地域の特性や実情等を踏まえた課題の整理など課題解決のための協議を行うとともに、需要を把握するためのアンケート調査等についても必要に応じて実施する。
 - 地域検討組織は、他地域で導入されている先進事例の研究等、課題解決の可能性を検討する。
 - 行政は、小田原市生活交通ネットワーク協議会に対し、地域検討組織の取り組み内容等について報告し、コミュニティバス等の導入についての助言を得る。
- ※コミュニティバス等による課題解決が困難な場合は、取り組みを終了する。

STEP 7 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行計画の検討・協議

- コミュニティバス等による課題解決の実現に向け、地域検討組織は、事業主体・運送主体・運行方法及び運行条件（1便平均〇人以上等）など実証運行に必要な計画を策定し、地域の市民及び自治会等に対し、実証運行計画を実行するための説明を行い、合意形成を図る。
- 小田原市生活交通ネットワーク協議会は、これまでの取り組み内容及び実証運行計画策定の報告を受け、その適切性（責任分担、行政支援等）に関する協議を行った上で計画に対する助言及び承認を行う。

STEP 8 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行（3年以内）

- 地域検討組織・事業主体は、地域住民・自治会等に対し、課題解決に向けた実証運行

の実施について説明会を開催し、地域の同意を得る。

- 事業主体は、実証運行に係る許可申請、停留所の設置、車両の調達など、実証運行の開始に向けた準備を行う。
 - 地域検討組織・事業主体は、地域住民及び自治会等に対し、実証運行の実施に向けた周知を行うとともに、利用促進のためのPRを実施する。
 - 事業主体は、実証運行計画に基づいて3年以内の期間で実証運行を行い、利用者数や収支状況を随時把握するとともに、地域検討組織に情報提供する。
 - 地域検討組織は、事業主体から提供された情報を基に運行状況を検証し、必要に応じて実証運行計画の内容見直しを行う。
 - 小田原市生活交通ネットワーク協議会は、行政から実証運行期間中の状況等に関する報告を受け、運行継続の判断について協議する。
- ※運行継続条件を満たす場合はSTEP9へ。
- ※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了する。

STEP 9 コミュニティバス・乗合タクシー等の本格運行

- 実証運行の結果、事業主体が運行継続を判断した場合および運行継続条件を満たす場合は、本格運行に移行する。



④沼代・明沢・上町における公共交通

③橋団地から県道中井羽根尾への
路線バスの延伸

⑤鴨宮方面の大型商業施設等への
バス路線の新設

①橋タウンセンター
こゆるぎへの公共交通

②押切橋周辺での路線バス間の乗り継ぎ

至 鴨宮

小田原市

大磯町

二宮町

橋団地

明沢

沼代

上町

約600m

約500m

1km

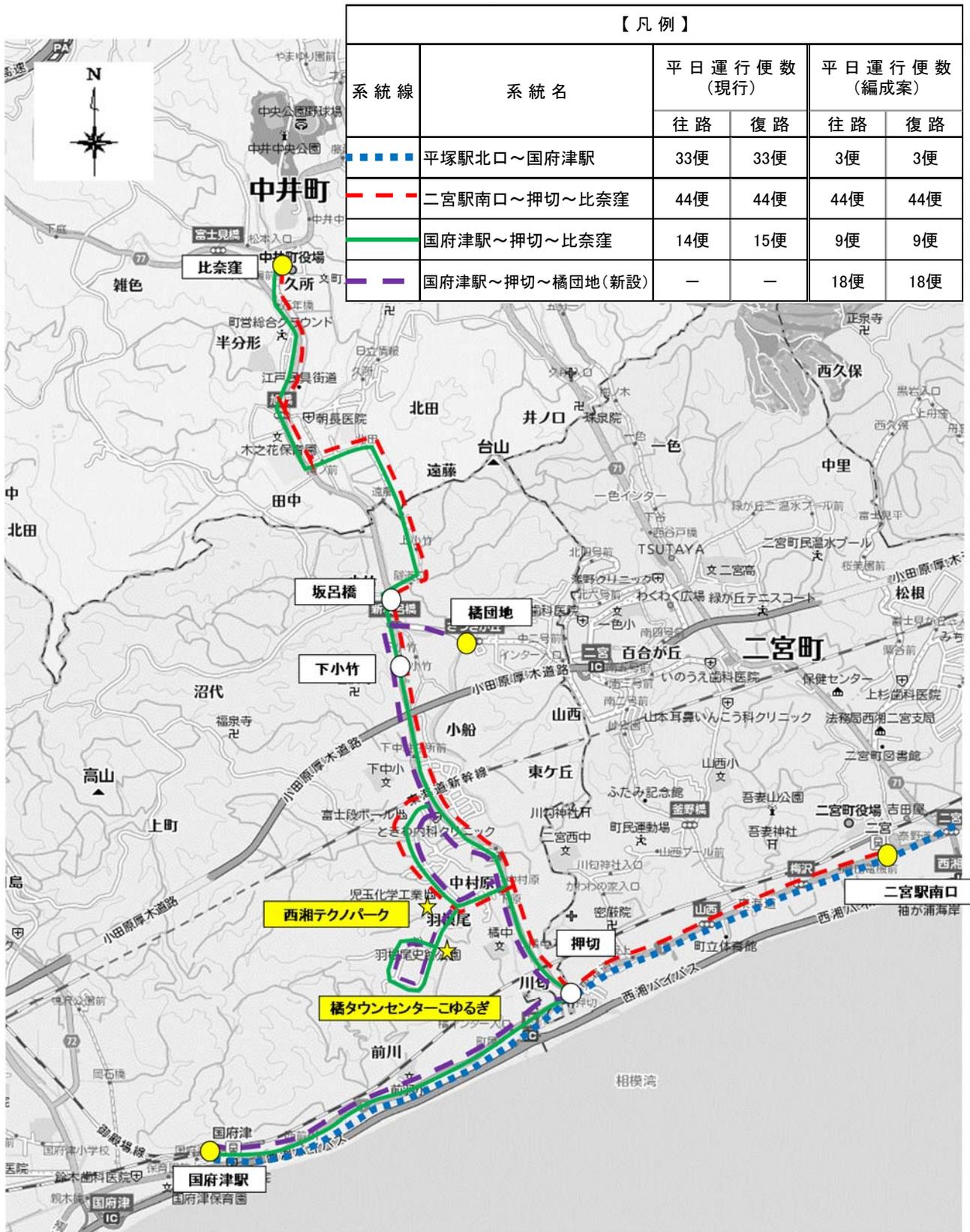
14.5往復

44往復

33往復

T	橋40	T	橋50
T	橋43	T	橋53
T	橋44	F	橋54
T	橋46	F	橋56
T	橋47	F	橋57
T	橋48	F	橋58
T	橋51	S	橋61
T	橋52	K	橋62
T	橋56	K	橋66
		K	橋67
		K	橋68
		K	橋69
		K	橋70
		K	橋71
		K	橋72
		K	橋73
		K	橋74
		K	橋75
		K	橋76
		K	橋77
		K	橋78
		K	橋79
		K	橋80
		K	橋81
		K	橋82
		K	橋83
		K	橋84
		K	橋85
		K	橋86
		K	橋87
		K	橋88
		K	橋89
		K	橋90
		K	橋91
		K	橋92
		K	橋93
		K	橋94
		K	橋95
		K	橋96
		K	橋97
		K	橋98
		K	橋99
		K	橋00

橋地域路線バス再編（案）



(担当課)

小田原市 都市部都市計画課交通政策係

TEL 0465-33-1267

FAX 0465-33-1579

Mail toshikei@city.odawara.kanagawa.jp

橘地域を運行する路線バスの見直しの経過

資料 9

平成 27 年 7 月現在

平成 25 年 8 月 28 日	<u>生涯学習きらめき出前講座</u> ・小田原市地域公共交通総合連携計画について
10 月 30 日	<u>平成 25 年度第 1 回橘公共交通検討会 (1)</u> ・小田原市地域公共交通総合連携計画について ・橘公共交通検討会について ・アンケート調査について
11 月 7 日～ 11 月 29 日	<u>橘地域の公共交通に関するアンケートの実施</u> ・橘タウンセンターこゆるぎ利用者アンケート (308 人) ・住民アンケート (3,689 世帯)
平成 26 年 3 月 18 日	<u>平成 25 年度第 2 回橘公共交通検討会 (2)</u> ・橘支所前バス停の名称変更について ・橘団地から二宮駅のバスルート変更について ・橘地域の住民アンケート結果について ・橘地域の案件別検討について ・西湘テクノパークのアンケート実施について
3 月 24 日～ 4 月 9 日	<u>西湘テクノパーク交通アンケートの実施</u> ・事業者アンケート (14 社) ・従業員アンケート (965 人)
4 月 22 日	<u>平成 26 年度第 1 回橘公共交通検討会 (3)</u> ・小田原市地域公共交通総合連携計画について ・橘公共交通検討会について ・案件別の部会設置について
5 月 7 日	<u>回覧配布</u> ・橘地域の公共交通に関するアンケート結果及び今後の検討 (案件別部会会員募集) について
7 月 17 日	<u>平成 26 年度第 1 回橘公共交通検討会合同部会 (1)</u> (橘タウンセンターこゆるぎへの公共交通、押切周辺での路線バス間の乗継、橘団地から県道中井羽根尾の路線バスの延伸) ・橘公共交通検討会でのこれまでの経過について ・橘地域の公共交通に関する課題について ・課題解決に向けた路線変更 (案) について
8 月 28 日	<u>平成 26 年度第 1 回橘公共交通検討会案件別部会 (2)</u> (沼代・明沢・上町・橘団地 (若葉台) における公共交通) ・橘公共交通検討会でのこれまでの経過について ・沼代・明沢・上町・橘団地 (若葉台) における公共交通について
10 月 8 日	<u>平成 26 年度第 2 回橘公共交通検討会案件別合同部会 (3)</u> (橘タウンセンターこゆるぎへの公共交通、押切周辺での路線バス間の乗継、橘団地から県道中井羽根尾の路線バスの延伸) ・第 1 回合同部会での路線案・意見について ・第 1 回合同部会での意見を踏まえた路線案について
10 月 22 日	<u>西湘テクノパーク企業連絡協議会 (1)</u> ・西湘テクノパーク交通アンケート調査結果報告
10 月 23 日	<u>平成 26 年度第 2 回橘公共交通検討会案件別部会 (4)</u> (沼代・明沢・上町・橘団地 (若葉台) における公共交通) ・第 1 回部会での公共交通の方向性・意見について ・第 1 回部会での意見を踏まえた路線バス運行経費概算見積案について
11 月 4 日～ 11 月 25 日	<u>橘団地モビリティマネジメントの実施</u> ・路線バスの利用促進アンケート (759 世帯)
11 月 10 日	<u>橘公共交通検討会から県へ要望書の提出</u> ・県道中井羽根尾の押切バス停周辺の安全対策について

12月10日	<u>橘中学校 PTA に対する橘地域の路線バスに関する取り組み説明会（1）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市地域公共交通総合連携計画の概要 ・橘地域の路線バスの検討状況について ・今後の案件別部会の案内
12月12日	<u>橘商工会に対する橘地域の路線バスに関する取り組み説明会（1）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市地域公共交通総合連携計画の概要 ・橘地域の路線バスの検討状況について ・今後の案件別部会の案内
平成27年 1月20日	<u>平成26年度第3回橘公共交通検討会案件別部会（5）</u> （沼代・明沢・上町・橘団地（若葉台）における公共交通） <ul style="list-style-type: none"> ・第2回部会での公共交通の方向性・意見について ・コミュニティバス、乗合タクシーの事例について
1月29日	<u>平成26年度第3回橘公共交通検討会案件別合同部会（6）</u> （橘タウンセンターこゆるぎへの公共交通、押切周辺での路線バス間の乗継、橘団地から県道中井羽根尾の路線バスの延伸、鴨宮方面の大型商業施設等へのバス路線の新設） <ul style="list-style-type: none"> ・第2回合同部会における意見と対応について ・中村川沿いの押切バス停の安全対策について ・橘地域における路線再編案について ・鴨宮方面の大型商業施設等へのバス路線について
3月25日	<u>平成26年度第2回橘公共交通検討会（4）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の取組について ・橘タウンセンターこゆるぎへの公共交通ほかについて ・沼代・明沢・上町・橘団地（若葉台）における公共交通について ・鴨宮方面の大型商業施設等へのバス路線の新設について
4月23日	<u>回覧配布</u> <ul style="list-style-type: none"> ・橘地域の公共交通に関する取り組みの経緯及び現在の状況（部会開催周知）について
5月13日	<u>平成27年度第1回橘公共交通検討会部会（7）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・鴨宮方面の大型商業施設等へのバス路線の新設について ・橘タウンセンターこゆるぎへの公共交通ほかについて（路線再編案について、概ねの了承）
5月28日	<u>平成27年度第1回橘公共交通検討会（5）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・沼代・明沢・上町における公共交通について ・鴨宮方面の大型商業施設等へのバス路線の新設について ・橘タウンセンターこゆるぎへの公共交通ほかについて（路線再編案について、概ねの了承）
6月10日	<u>橘中学校 PTA に対する橘地域の路線バスに関する取り組み説明会（2）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・橘地域の路線バスの検討状況について
6月11日	<u>西湘テクノパーク企業連絡協議会（2）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・橘地域の路線バスの検討状況について
6月17日	<u>橘商工会に対する橘地域の路線バスに関する取り組み説明会（2）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・橘地域の路線バスの検討状況について

（）内の数字は通算開催数

小田原駅西口ロータリーの現況

資料 1 1



錯綜

